

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第71回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021年4月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

取締役特定番号（Director Identification Number）の導入

取締役特定番号とは、会社取締役の一人一人に割り当てられる個別の識別番号です。オーストラリアの会社の取締役は、諸外国に比して、その義務や責任が重いと言えますが、取締役に個別の識別番号が付与されることにより、政府や規制当局による取締役の個人責任追及がより容易になります。

以前のニュースレターでも紹介しましたが、政府は、会社が負担している債務だけを残して優良資産を適正価格未満で他の関連会社に譲渡する、いわゆるフェニックス行為（phoenixing activity）が数多く行われていることを問題視してきました。また、このような行為に関与した取締役の個人責任の効果的な追及や破産手続きの改善が求められていました。

取締役特定番号は、このような背景から制度化が検討されてきたものですが、制度内容を具体化する草案が先日新たに公開されました。本稿では、申請する際に必要な情報、申請方法や申請期限など、その主要な点を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

バーチャル株主総会の開催に対する ASIC の柔軟な対応について（会社法）

COVID-19 の流行を背景として、昨年 5 月、バーチャル株主総会の開催を許容する一時的立法措置が導入されましたが、2021 年 3 月 21 日に失効しました。しかし、COVID-19 の影響が続く現状にも鑑み、ASIC は、株主総会のバーチャル開催に対して取り締まりを行わない、一時的な取り締まりの凍結（No-action position）を発表しました。これにより、原則として 2021 年 10 月 31 日またはバーチャル会議に関する法律ができるまでの間、一定の条件を満たせば、株主総会をバーチャルによる開催としても、会社法に違反するとして ASIC からの取り締まり対象とならないことになります。

もっとも、ASIC には、法律の内容を変更する権限はないため、法律違反自体を治癒することはできません。そこで、本稿では、ASIC の発表した一時的な取り締まりの凍結の内容、その意義と限界、そして注意点について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ゼロミッション車の所有者に課される新たな追加登録費用について（ビクトリア州）

ビクトリア州では、新法により、ゼロエミッション車（Zero and low emission vehicle（ZLEV））の所有者は、走行距離計が示す距離を宣言し、その走行距離に応じた追加登録費用を負担することになります。この支払いに応じない場合には、走行距離計の調査に応じるよう要求され、これに従わない場合には罰金が課されることになる他、ZLEV の登録の一時停止や抹消などの不利益を被る可能性があります。

本稿では、義務の内容、費用の内容、義務に違反した場合の罰則や異議申立てなどについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ACCC の規制強化と任意的リコール制度について（消費者法）

商品のリコール対応を実施する必要のある事態が生じた場合、消費者の安全を図る観点から迅速な対応が求められますが、最近、ACCC（Australian Competition and Consumer Commission）より、消費者の安全性確保の充足化のために人員を強化するとの発表がありました。本発表を契機に、製造業者や販売業者は、今まで以上にリコール問題に

対する慎重かつ迅速な判断と対応が求められます。

リコールには、政府からリコールを強制される強制的リコールのみならず、任意に商品を回収する任意のリコールがありますが、強制的リコールが採用されると、任意のリコールに比べ、供給業者がリコールの実施手続きを掌握・コントロールできる範囲が少なくなります。そこで、多くの業者は、リコールの原因または潜在的原因が認識された段階で任意のリコールを選択するのが実務上の傾向となっています。

本稿では、リコールの種類、ACCCに対する任意のリコール通知の要否、任意リコールの一般手続き、リコールによるビジネスへの影響をどのように低減するか、などについて解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

不公平契約条項—補償および責任制限に関する規定について（消費者法）

商取引における標準契約（standard form contracts）では、補償（indemnity）や責任制限（limitations of liability）に関する規定が定められることは一般的であり、珍しいものではありません。しかしながら、規定の定め方などによっては、補償や責任制限に関する規定が不公平契約条項（unfair contract terms）に該当すると判断され、無効とされる可能性があります。

本稿では、補償条項や責任制限条項が不公平契約条項に該当するとして争われた裁判例を通し、不公平契約条項に該当すると判断され得る要素や、該当すると判断されるリスクを最小化するポイントについて考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

今後のセミナー等の予定

豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加する予定であった第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

最近行われたセミナーのご報告

オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）（2020 年 10 月 20 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 10 月 20 日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）」をテーマに講演（ジェットロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第 2 段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

外国投資規制の変更（2020 年 8 月 25 日、2020 年 9 月 17 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 8 月 25 日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外国投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 9 月 17 日に、ジェットロ・シドニー事務所主催のウェビナーにおいて、同じテーマで講演を行いました。

COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020 年 5 月 29 日、オンライン）

加納弁護士が、2020 年 5 月 29 日に、「COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020 年度第 1 回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

最近の出版物等

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方が良い法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロークラーク 高木大輔
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com